

船舶事故等調査報告書

平成24年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012長第60号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年6月27日 02時00分ごろ
発生場所	長崎県雲仙市小浜港 雲仙市所在の島原国埼灯台から真方位060° 4.6海里付近 (概位 北緯32° 43.7' 東経130° 12.3')
事故等調査の経過	平成24年8月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利採取運搬船 第八 <small>きんえい</small> 金栄丸、999トン
船舶番号、船舶所有者等	134916、株式会社有明商事
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	プロペラ翼に破損及び曲損
事故等の経過	本船は、船長ほか6人が乗り組み、船首約2.3m、船尾約3.6mの喫水で小浜港において離岸作業中、船首部が港内の防波堤に接近したため、機関を後進にかけたところ、平成24年6月27日02時00分ごろ船尾船底が浅所に接触した。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風力 2 海象：潮汐 下げ潮の初期
その他の事項	船長は、小浜港に年に5回程度入港していた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、小浜港において離岸作業中、船首部が港内の防波堤に接近し、機関を後進にかけた際、操船が適切に行われなかったことから、船尾部が浅所に接近して同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、小浜港において離岸作業中、船首部が港内の防波堤に接近し、機関を後進にかけた際、操船が適切に行われなかったため、船尾部が浅所に接近して同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・狭い港内での操船においては、周囲の状況を十分に把握すること。